

小菅村地域情報配信・生活支援プラットフォーム
構築・運用業務委託
事業者選定（プロポーザル方式）公募要領

令和3年8月19日

小菅村 住民課

【目 次】

1. 目的・事業概要
2. 本プロポーザルが対象とする事業名
3. 担当部署
4. 選定方式
5. スケジュール
6. 参加資格
7. 提案方法
8. 審査方法
9. 契約
10. 失格事項
11. 特記事項
12. その他

1. 目的・事業概要

(1) 業務の目的

本事業では誰も取り残さない、人に優しいデジタル地域社会を実現していくため、地域情報の配信、高齢者や子育て世帯への生活支援のプラットフォームを構築し、ユーザインターフェースの工夫等により、高齢者でも操作しやすい端末の検討・導入を実施する。また導入にあたっては他事業で実施する高齢者本人の同意による記名式のデジタルリテラシー実態調査(高齢者デジタルカルテの作成)に基づいたきめ細かなデジタル活用支援等を実施することを予定している。

地域情報配信・生活支援プラットフォームはスモールスタートで行い、最終的には買物支援、声かけ、見守り、デマンド交通の予約、農産物の集荷、遠隔診療など、高齢者や子育て世代を中心とした生活全般の支援を受けられる仕組みの構築していくことを目的とする。

(2) 概算事業費

上限 12,000千円(税込)

(3) 事業概要

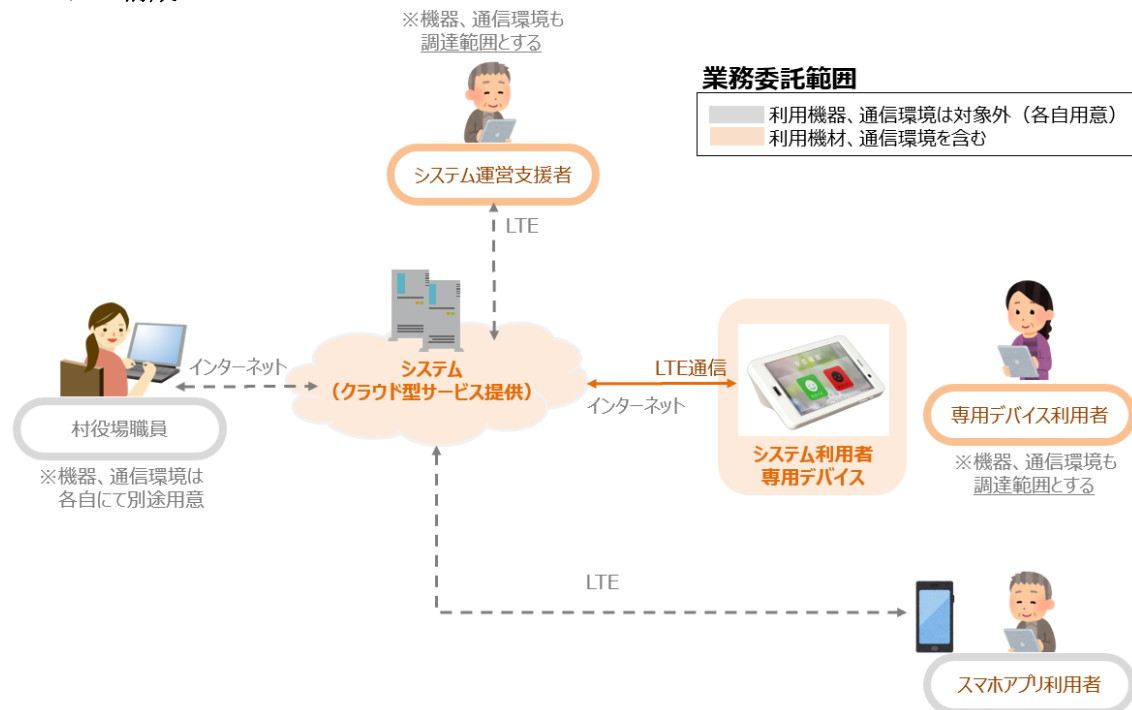
本業務を行うにあたっては、下記事項を基本とし、必要な課題の整理、必要な環境・整備を調査すること。他の自治体の先行事例等を参考としつつも、本村にあった生活支援プラットフォームの構築、高齢者でも操作しやすい端末の検討・導入を行うこととする。

システム概要

「村民主役の協業の町づくり」を施策とする取組みにおいて地域ぐるみの情報発信を促進し地域の情報交換・共有を活性化させる仕組みとして、双方向通信の特性を活かした

「地域の課題を、地域で考え、地域で解決する、ICTサービスの提供」を実現する町づくり支援システムである。

システム構成



システム業務委託範囲

業務委託範囲は、前項システム構成の中に記した業務委託範囲とする

システム利用と運用の対象者

1. システム利用者
村民 (高齢者)
2. システム運営支援者 (コンテンツの作成、投稿やビデオ電話等についての操作支援)

役場職員、社会福祉協議会職員、地域住民代表者、その他役場から指名された者

3.システム管理者

役場職員

調達物品

調達する利用者側機器については、以下の要件を満たす同等以上の製品仕様のものを選定して調達すること

＝ 高齢者向けシステム利用者専用デバイス ＝ (以降、スマートデバイスと表記)

1.調達台数：40台（予備機等含む全数）

2.主な機能など

- ・携帯電話通信事業者の通信サービス（LTE通信）に対応すること
- ・タッチパネル対応のタブレット型端末であること
- ・インターネット経由で受信したコンテンツ等データを内蔵ディスプレイで表示できること
- ・インターネットへの接続環境については原則LTE通信を前提とする
機能補完として無線LANの通信機能も具備すること

詳細スペック

カテゴリ	機能	要求仕様
ソフトウェア	OS	Android11相当以上のバージョンであること
	アプリケーション配信機能	本システムで利用するアプリについては、後日アプリの追加や機能更新も想定されるため、サイレントインストール可能なアプリケーション配信基盤に対応すること
ハードウェア	画面サイズ	8インチ程度であること
	タッチパネル	静電容量の入力方式であること
	内部ストレージ	RAM: 2GB以上、ROM: 32GB以上
	外部ストレージ	・microSD等の外部ストレージデバイスが扱えること ・128GB以上のストレージ容量に対応できること
	通信機能	・LTE通信モジュール実装 ・Wi-Fi通信モジュール実装 IEEE802.11a/b/g/n/ac規格、2.4G/5GHz帯に対応 ・Bluetooth通信モジュール実装（Ver5.0以上）
	カメラ	200万画素程度、開閉カバー付き
	スピーカー／マイク	内蔵／内蔵
	搭載センサー	加速度センサー
	その他機能	バイブレーション機能対応
充電	・AC充電器、USB接続ケーブル（PSE認証取得済） ・充電器はマグネット式などで高齢者に配慮した形状であること	

システム要件

導入するシステムは以下の機能要件を満たすこと

1.システム利用者側機能（スマートデバイスの機能）

1.1 システムの専用ポータル画面

- ・利用者が電源を入れるだけで地域専用ポータル画面が表示されること

※ログインするための操作を要さない作り込みが施されていること

- ・高齢者が利用することを前提としているため、デバイスの取り扱いについては分かり易さを意識した画面構成
平易で間違い辛い操作感
等を意識した作り込みが施されていること。またバリアフリーも考慮した設計が施されていること

ること

- ・地域のロゴなどを組み込み可能で地域性を表現できること

- ・将来的には音声による文字入力のリポート機能のシステム実装も目論んでいる。この音声入力機能の実装について今後の技術検証や実証実験など検討する場合、これに精力的に協力する意思があること

1.2 地域のお知らせコンテンツ表示機能

- ・役場等より投稿される「お知らせやイベント情報」等コンテンツについては文字の他、画像・動画・音声・PDF データ等が扱えること
- ・音声データが添付されたコンテンツの場合、読み上げる機能によりデバイスに具備されたスピーカーから音声告知ができる機能を有すること。また、音声読み上げ音量の調整も可能であること
- ・お知らせ等の投稿コンテンツを自動的に受信でき、新着情報として画面表示する通知機能を有すること、また未読コンテンツがある場合についても同様に気づきを促す通知機能を有すること
- ・新着通知等については画面表示以外に、スピーカー音（ブープ音や音声によるお知らせ案内等）による機能も具備すること
- ・受信したコンテンツは過去のものを含めてタイトル一覧表示ができること
- ・通信障害時等においても配信済みコンテンツについてはオフラインのまま表示でき、動画等の添付データ再生もできること
- ・地域の天候予報の情報配信が可能なこと（数時間毎の天候予想等）
- ・コンテンツにタグを付与する機能を有し（タグ数は 5 程度）、タグ属性別によるグループ配信が可能であること
- ・後述する 2.2 コンテンツ作成・管理機能により、予約配信及び未読者に対して再配信する機能を有すること

1.3 簡易アンケート機能

- ・一つの設問に複数個の選択肢を設ける等の簡易なアンケート作成が行えること。また作成したアンケートを配信する機能を有すること
- ・後述する 2.2 コンテンツ作成・管理機能により、アンケート毎の回答について進捗状況や閲覧状況（既読数等）についてリアルタイムな確認が可能
途中経過を含めリアルタイム集計が行えてグラフ等でビジュアル表示可能
等を含む回答結果の管理機能を有すること。

1.4 お知らせビューワー機能

- ・直近のお知らせについて、ダイジェストをサイネージ画面風に自動的に表示させる機能を有すること

1.5 地域独自コンテンツ画面機能

- ・地域内施設等の連絡先など地域のサマリー情報を一覧できる機能を有すること

1.6 WEB サイト連携機能

- ・既存 Web コンテンツ（役場 HP や地域団体 HP のお知らせページなど）については変更等行うことなく、1.1 のポータル画面から遷移して閲覧できる連携機能を有すること
- ・既存 Web コンテンツの RSS やメールマガジン等も自動的に取り込み、1.2 の地域のお知らせコンテンツとして表示できる機能を有すること

1.7 YouTube 動画コンテンツ再生機能

- ・自治体等が公開・推奨する YouTube 動画を 1.1 のポータル画面から遷移して視聴できる連携機能を有すること

1.8 写真スライドショー機能

- ・ホーム画面に写真のスライドショーが反映される機能を有すること

1.9 ビデオ電話機能

- ・スマートデバイス同士でビデオ電話（1対1の通話）を実現するための機能を有すること
※TV 電話ライクな操作感を想定（宛先発信、呼出し音で着信等）
- ・スマートデバイスの端末操作等について、システム運営支援者が遠隔からシステム利用者（高齢者）のサポートができる支援機能を有すること

1.10 アプリケーション機能

- ・後述する 2.3 アプリケーションのオンライン配信・更新機能による、アプリケーションファイル（apk ファイル）の一斉配信とサイレントインストールやアンインストールについて、スマートデバイス側も機能対応できること

1.11 スマートフォン連携、認証機能

- ・スマートデバイスで利用できる一部機能（後述）については、村民所有のスマートフォンでも利用可能とする仕組み（アプリ等）を具備すること
- ・スマートフォン OS は Android と iOS に対応すること
- ・一部機能とは
 - 1.2 地域のお知らせコンテンツ表示機能
 - 1.3 簡易アンケート機能
 - 1.9 ビデオ電話機能

の3機能を対象とする。

- ・1.2 地域のお知らせコンテンツ表示機能で配信されるコンテンツについてスマートフォンでサポートする地域のお知らせコンテンツ表示機能については、以下に挙げる認証機能（利用者を限定したアクセス制限機能）と配信宛単位で行える機能を別途具備すること

地域コードを利用して認証した端末：全配信対象コンテンツのみ配信される

※コンテンツ配信の対象が特定グループ宛の場合、配信対象外

スマートデバイスと連携して認証した端末：スマートデバイス利用者宛に配信されたコンテンツは同一世帯（主に家族）のスマートフォンにも全配信される

- ・1.9 ビデオ電話機能についてスマートフォンでサポートするビデオ電話機能についてはスマートフォン ⇒ 連携済スマートデバイスへの発信実装を必須とする。
※スマートデバイスでサポートされるその他機能については未実装等許容する

2 システム管理者側管理機能

ブラウザによる管理操作が行えること、また以下の管理機能を具備すること

※Chrome ブラウザ対応必須

2.1 システム管理機能

- ・端末管理、ユーザ管理、システムログ管理、遠隔による端末の死活監視と再起動実行機能等のシステム運用上の管理機能を有すること
- ・システム管理者がシステムにログインする際にユーザ認証機能を有すること

2.2 コンテンツ管理機能

- ・投稿されるコンテンツについては、グループ配信・スケジュール予約配信・指定曜日繰り返し・誤送信に備え取り消し機能、未読者に対して再配信する機能等のコンテンツ配信管理機能を有すること
- ・お知らせの受信状況（既読数等）についてお知らせごとに状況確認できること
- ・グループ設定による特定地域もしくは特定の情報受信端末への配信が可能であること

2.3 アプリケーションのオンライン配信・更新機能

- ・サービス運用中の新機能追加やアプリの不具合修正対応などを可能とするためアプリケーションの配布、自動インストール、更新機能を有すること

3 システム運営支援者向けのサポート機能

円滑なシステム運営を行うためにはシステム管理者だけでなく、システム運営支援者等も巻き込む関係者同士の密な連携が不可欠である。この点を考慮し、システム運営に携わるメンバー間連携を支援することを目的とした以下の機能を具備すること

3.1 関係メンバー専用のコミュニケーション機能

- ・システム運営に携わるメンバー（システム管理者、システム運営支援者）に限定したグループコミュニケーション機能（グループチャット等を想定）を具備すること
- ・グループ単位でコミュニケーションできる機能を有すること。グループは複数作成が可能。1メンバーは複数のグループに重複して所属できること
- ・取り扱う情報の性質上、限られたメンバーのみ利用できる専用のシステム環境を用意することが望ましい

3.2 投稿コンテンツの作成支援機能

- ・1.2の地域のお知らせコンテンツを作成支援する仕組み（アプリ等）を具備すること
- ・誰でも気軽に投稿してもらえよう平易で簡単な操作感が実現されていること
※操作ミスを軽減するため操作手順を促しながら投稿できることが望ましい
- ・コンテンツ作成用デバイスは以下のものを対象とすること
 - スマートフォン : Android 及び iOS 対応
 - PC : Chrome ブラウザ対応

4 その他要件

非機能要件について以下に記す

4.1 LTE 通信に関する事項

- ・通信環境改善に向けた対応（電波調査や品質改善検討等）が可能であること
- ・導入実績をもとに想定される月ごと通信料を考慮した最小限の料金プランを提案可能であること

4.2 システム運用サポートや保守に関する事項（システムトラブル時の対応支援）

- ・スマートデバイスのハードウェア故障においては、受付窓口を一元対応できる体制であること
- ・システム管理者やシステム運営支援者による初期対応でトラブルが解消・改善できない場合、現地オンサイトサポート等含む保守対応が可能であること
- ・協議の上オンサイト対応が必要との判断に至った場合、状況に応じ翌日営業日での駆けつけオンサイト対応が可能であること

(4) 成果品

- ・報告書（A4判 50ページ程度） 3部
- ・報告書のデータの電子ファイル（CD-ROM） 1式

2. 本プロポーザルが対象とする事業名

「小菅村地域情報配信・生活支援プラットフォーム構築・運用業務委託」

3. 担当部署

- (1) 実施主体 小菅村役場
- (2) 事務局 住民課
- (3) 住所 〒409-0211 山梨県北都留郡小菅村4698
- (4) 電話番号 0428-87-0111
- (5) FAX 0428-87-0933
- (6) MAIL juumin@vill.kosuge.yamanashi.jp

4. 選定方式

プロポーザルの内容を審査するため「小菅村地域情報配信・生活支援プラットフォーム構築・運用業務選定委員会」を設置し、書類選考及び必要に応じて提案者からのヒヤリングを実施し選定する。

5. スケジュール

項目	日程	備考
①募集開始	令和3年 8月19日(木)	実施要領等の掲示 (村ホームページ)
②質問の受付期間	令和3年 8月19日(木) ～27日(金)	
③質問書の回答	令和3年 8月31日(火)	
④提案意向申請書等の提出 期限	令和3年 9月 1日(水) 午後5時まで	
⑤資格確認の結果通知	令和3年 9月 1日(水)	
⑥企画提案書の受付	令和3年 9月 7日(火) 午後5時まで	
⑦審査	令和3年 9月 9日(木)	
⑧選考結果通知	令和3年 9月14日(火)	
⑨契約締結	令和3年 9月21日(火)(予定)	

(1) 提案意向申請書等の提出

令和3年8月19日(木)から令和3年9月1日(水)午後5時までとし、参加意思がある事業者は「様式1」に必要事項を記入し、社印及び実印を押印の上、小菅村役場住民課まで提出する。

※公募期間に参加意思表示する事業者が無い場合は、公募期間を再設定した上で再公募を行う。

※提案意思の申し込みをしたにもかかわらず、提案を辞退する場合は「様式2」に必要事項を記入し、社印及び実印を押印のうえ、提案書の提出期限までに小菅村役場住民課まで提出する。

(2) 企画提案書の提出期限

令和3年9月7日(火)午後5時まで(当日必着)

(3) 質問受付期間及び回答

受付期間 令和3年8月19日(木)～8月27日(金)

※質問に当たっては「様式3」の質問票に基づき電子メールにより受付する。

回 答 令和3年8月31日(火)

※電子メールにて回答する。

(4) 審査

令和3年9月9日(木)

※審査は原則提出書類において行うが、必要に応じてヒヤリングを求める場合がある。

実施日については3日前までに通知する。

(5) 選考結果発表及び通知

令和3年9月14日(火)

選考結果は応募者全員に通知する。

6. 参加資格

以下の(1)～(2)の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 山梨県内に本社・支店・事業所いずれかの事業拠点を有すること。
- (3) (2)項の事業拠点においてシステム販売の営業実態が実際にあること。
- (4) 導入システムについては、地域住民も参画した実運用実績があること。
- (5) システム稼働率が99.5%以上であること。実際のシステムダウン時間について昨年度実績ベースで合計24h以内(年間の通算)であること。
※メンテナンス等の計画的保守作業や通信環境側に起因した障害などは除く。

7. 提案方法

- (1) 提出書類
 - ① 提案書：記述形式任意(A4両面印刷)
・事業内容における、計画概要・スケジュール案等
 - ② 会社概要・業務実績書：記述形式任意(A4両面印刷)
 - ③ 見積書(積算内訳書)

8. 審査方法

- (1) 審査
小菅村が設置する選考委員会において、7.(1)により提出された提案書及びその他の提出書類等の提案内容に基づき審査し、最も優れた事業者及び次点者を選定する。
- (2) 審査結果の通知
提案のあったすべての事業者に対し、書面にて審査結果を通知する。

9. 契約

- (1) 契約先
審査結果に基づき、最も優れた事業者と本事業構築業務請負契約を行う。なお、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約交渉を行う。
- (2) 業務の契約期間
契約締結後から令和4年3月31日まで
- (3) 支払い方法
本業務終了後精算払い
- (4) 契約変更の取扱
契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合、契約変更の対象とし、技術的所見に基づき、作成された実施計画の内容の見直しを行うものとする。
- (5) 発注および契約方法
発注および契約方法については、決定業者と協議の上決定する。

10. 欠格事項

- (1) この要領に定める手続以外の手法により、事業者が審査委員又は関係者に本プロポーザル協議に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その事業者は失格とする。
- (2) 提出書類が次に掲げる事項の一つに該当する場合、提出した事業者は失格とする。

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ②作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ③記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの

1 1. 特記事項

- (1) 本業務終了後も適宜相談に応じること。
- (2) 事業を成功に導くために真摯に熱意を持って取り組み姿勢を示すこと。
- (3) その他、業務実施にあたり、関係法令を遵守し業務の遂行にあたること。

1 2. その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 選定特定後に契約対象となる業務内容は、技術提案者に記載された内容に拘束されるものではないものとする。

様式1

小菅村地域情報配信・生活支援プラットフォーム 構築・運用業務委託

提案参加申込書

令和 年 月 日

小菅村長 船 木 直 美 様

住所（所在地）〒
（フリガナ）
商号又は名称
（フリガナ）
代表者職氏名

小菅村地域情報配信・生活支援プラットフォーム構築・運用業務委託事業者選定プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて提案参加資格の審査を申請します。

なお、参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを制約します。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事実はなく、本申込の提出時において、小菅村の指名停止処分は受けておりません。

事務担当者

担 当 部 署	
担 当 者 職 氏 名	
電 話 番 号（内線）	
F A X 番 号	
E - m a i l	

様式2

辞 退 届

令和 年 月 日

小菅村長 船 木 直 美 様

住所（所在地）〒
（フリガナ）
商号又は名称
（フリガナ）
代表者職氏名

下記の理由により、小菅村地域情報配信・生活支援プラットフォーム構築・運用業務委託事業者
選定プロポーザルへの参加を辞退します。

記

理由

様式3

質 問 書

令和 年 月 日

提案参加申込者の 商号又は名称	
質 問 者 (連絡先)	部署 氏名 E-mail TEL FAX

質 問 項 目	
(内 容)	